




これではまるで 「介護保険料詐欺」

大東方式の弊害を見る

今年5月26日、国会で介護保険「改正」法が成立しました。利用料の「3割負担」導入など負担増とともに、市町村に「要介護状態の維持・改善」を競わせる仕組みを作りました。

大阪府大東市(だいとうし)では、2016年からこの方式を先取りしていますが、「自立支援」の名でサービスを取り上げる事態が起こっています。

「介護保険料をかけたのに介護サービスが使われへん。これでは詐欺や！」こんな声が上がっています。



介護保険料
何年も払って
きたのに…

大東方式 その 1

認定申請を受けさせてもらえない

要介護・要支援認定者数

11か月間で -10.5%

要支援1で -32.3%

要支援2で -26.0%



大東方式 その 2

卒業⇒「大東元気でまっせ体操」 市がケアプラン指導

あるデイケア(通所リハビリ)で。



市

3か月で卒業して、近くの『元気でまっせ体操』へ通ってください

体操の場所まで歩いて20分。そんなに歩けません

3か月で20分歩けるようにしてください。それがプロです



.....

リハビリ担当

大東方式 **その3-①**

事業者にはアメとムチで
卒業・移行加算、更新拒否

①ケアプランをつくる 地域包括支援センターへのアメ

- ・ サービスから卒業したら「卒業加算」
- ・ 訪問・通所サービス現行相当から、
安い「緩和型サービス」に移行したら「移行加算」
1年間で100人以上卒業・
移行させたら200%加算！



大東方式 **その3-②**

事業者にはアメとムチで
卒業・移行加算、更新拒否

②デイサービスセンターやヘルパーステーションへの

- ・2018年3月末の「指定更新」のとき利用者の30%以上を「移行」「卒業」させていないと更新されない。
(要支援サービスができなくなる)



介護保険法「改正」で 持ち込まれた仕組み

- ①市町村に「要介護状態改善目標」を義務付ける
- ②目標達成を実績評価し結果を公表する
- ③実績評価に基づいて国から「交付金」がもらえる

大東市の姿は
2年後のあなたの
自治体の姿かも！

